

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

A社から平成15年6月27日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、申立期間に係る38万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続きを誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

A社から平成15年6月27日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、申立期間に係る37万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続きを誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

A社から平成15年6月27日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、申立期間に係る16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続きを誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 国民年金 事案 269 (事案 121 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から同年 12 月までの期間、53 年 9 月から 56 年 10 月までの期間及び 56 年 12 月から 58 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月から同年 12 月まで  
② 昭和 53 年 9 月から 56 年 10 月まで  
③ 昭和 56 年 12 月から 58 年 12 月まで

先般申し立てた際は、国民年金について、その都度、国民健康保険と同時に手続していたことや、結婚後は妻が私の分も一緒に納付していたことなどから、妻が納付済みとなっているのに私だけ未加入で未納ということは考えられないので 5 つの期間について申し立てたが、いずれの期間も記録の訂正は認められなかった。

私の主張に変更は無いが、その後、新政権が発足し、配偶者が納付済みであれば、納付済みに記録訂正されるような報道もあったので、妻が納付済みと記録されている 3 つの期間について、再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、本来、国民健康保険と国民年金の加入手続は別々に行う必要があることを踏まえると申立人の供述は不自然であること、妻の記録は、申立人及びその妻が強制被保険者となるべき期間も含めてすべて任意加入となっており、切替手続を適正に行ったとの証言内容にも不合理な点がみられること、申立人の国民年金手帳記号番号の払出記録が確認できるのは昭和 62 年 8 月 14 日の 1 回のみであり、それ以前に国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことなどから、申し立てられていた他の 2 つの期間とともに、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新政権発足に伴い、配偶者の一方が納付済みとされている期

間は、他方の配偶者についても納付済みに年金記録が訂正されるとする報道を目にしたとし、加入手続や保険料納付についての主張には特段の変更は無いが、申立人の妻が納付済みと記録されている婚姻後の3つの期間について再申立てを行うとしているところ、新政権発足以降において、配偶者が納付済みと記録されていることのみで年金記録の訂正を容認する基準は制定されていないほか、申立人及びその妻から改めて各申立期間の手続や納付などにつき、事情を聴取したが、国民健康保険と国民年金の切替等の手続を別々に行っていたか、申立期間に納めた国民年金保険料の額がいくらぐらいであったかなどの基本的な供述は得られなかったことなど、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。